

「ご契約のしおり」正誤表 5

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

紫色の表紙「ご契約のしおり」(財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険、財形終身年金保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 3 7 ~ 4 3 (奇数ページ) 【誤】

インデックス (見出し)

特約

P 3 7 ~ 4 3 (奇数ページ) 【正】

インデックス (見出し)

保険金などのお支払い

P 4 2 【誤】

4 保険金又は年金のご請求に必要な書類

(1) 財形積立貯蓄保^健及び財形住宅貯蓄保^健

書類等 保険金	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	住宅の取得等に関する書類 (勤労者財産形成促進法施行令第9第1項第1号に基づく書類) ※財産住宅貯蓄保険に限ります。	保険金受取人の戸籍抄本	重度障害の状態になられたことを証明する会社所定の医師の診断書 (障害診断書)	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証(死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本) ※性別及び生年月日を証明する書類	保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	—	○	—	○	○
重度障害による死亡保険金	○	○	—	—	○	○	○	○
満期保険金	○	○	—	○	○	—	○	○

P 4 2 【正】

4 保険金又は年金のご請求に必要な書類

(1) 財形積立貯蓄保^険及び財形住宅貯蓄保^険

書類等 保険金	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	被保険者の死亡が偶発的な外来の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足る書類 ※財産住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。	住宅の取得等に関する書類 (勤労者財産形成促進法施行令第14条の9第1項第1号に基づく書類) ※財産住宅貯蓄保険に限ります。	保険金受取人の戸籍抄本	重度障害の状態になられたことを証明する会社所定の医師の診断書 (障害診断書) ※偶発的な外来の事故又は会社所定の感染症によるものに限る。	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証(死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本) ※性別及び生年月日を証明する書類	保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	○	—	○	—	○	○
重度障害による死亡保険金	○	○	—	○	—	○	○	○	○
満期保険金	○	○	—	—	○	○	—	○	○
死亡返戻金	○	○	○	—	—	○	—	○	○